

金属くず類回収業に関する条例をここに公布する。

金属くず類回収業に関する条例

(目的)

第一条 この条例は、金属くず類の盗犯その他の犯罪を防止し、その適正な取引を保障するため、金属くず類の回収業について必要な事項を定め、もつて県民の福祉の保持に寄与することを目的とする。

(平一〇条例一八・一部改正)

(用語の意義)

第二条 この条例において「金属くず類」とは、金属塊、金属製品(半製品を含む。)又は金属くず(廃品を含む。)であつて、次の各号のいずれにも該当しないものをいう。

一 本来の生産目的に従つて、売買し、交換し、加工し、又は使用されるもの

二 古物営業法(昭和二十四年法律第百八号)第二条第一項に規定する古物

2 この条例において次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 回収業 金属くず類を売買し、若しくは交換し、又は委託を受けて売買し、若しくは交換する営業であつて、金属くず類を売却することのみを行うもの以外のものをいう。

二 業者 回収業を営む者で次条の規定による許可を受けたものをいう。

(平七条例二九・平一〇条例一八・一部改正)

(営業の許可)

第三条 回収業を営もうとする者は、公安委員会規則で定めるところにより、営業所(営業所のない者については、住所又は居所をいう。以下同じ。)ことに公安委員会の許可を受けなければならない。

(平一〇条例一八・一部改正)

(許可の基準等)

第四条 公安委員会は、前条の規定による許可を受けようとする者が次の各号のいずれかに該当するときは、許可をしてはならない。

一 強盗、窃盗又は盗品等(盗品その他財産に対する罪に当たる行為によつて領得された物をいう。以下同じ。)に関する罪を犯して刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた後、一年を経過しない者

二 前条の規定に違反して刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた後、六月を経過しない者

三 第二十三条の規定により許可を取り消され、その取消しの日から一年を経過しない者

四 心身の故障により回収業の業務を適正に実施することができない者として公安委員会規則で定めるもの

五 営業について成年者と同一の行為能力を有しない未成年者。ただし、その者が業者の相続人であつて、その法定代理人が前各号及び第七号のいずれにも該当しない場合を除くものとする。

六 住居の定まらない者

七 法人で、その業務を行う役員のうちに第一号から第三号までのいずれかに該当する者があるもの

2 公安委員会は、許可をしない場合においては、書面により、申請者にその旨を通知しなければならない。

(平七条例一・平七条例二九・平一〇条例一八・平一二条例一八・平一七条例八六・平二四条例二五・令元条例一八・一部改正)

(許可証)

第五条 公安委員会は、第三条の規定による許可をするときは、許可証を交付しなければならない。

(平一〇条例一八・一部改正)

(許可証の書換え交付)

第六条 業者は、許可証の記載事項について変更を生じたときは、十日以内に許可証の書換え交付を公安委員会に申請しなければならない。

(平一〇条例一八・一部改正)

(許可証の再交付)

第七条 業者は、許可証を亡失し、又は盗み取られたときは、遅滞なく許可証の再交付を公安委員会に申請しなければならない。

2 業者は、許可証をき損し、又は汚損したときは、許可証の再交付を公安委員会に申請することができる。

(平一〇条例一八・一部改正)

(許可証の返納)

第八条 業者は、次の各号のいずれかに該当するに至つたときは、十日以内に許可証(第二号に掲げる場合にあつては、回復した許可証)を公安委員会に返納しなければならない。

一 廃業したとき。

二 許可証の再交付を受けた者が亡失し、又は盗み取られた許可証を回復したとき。

三 第三条の規定による許可を取り消されたとき。

- 2 前項第一号の規定による許可証の返納があつたときは、第三条の規定による許可は、その効力を失う。
- 3 業者が死亡したときは、同居の親族又は法定代理人は、第一項の規定により許可証を返納しなければならない。
- 4 法人が合併以外の理由により解散し、又は合併により消滅したときは、合併以外の理由による解散の場合にあつては精算人又は破産管財人が、合併の場合にあつては消滅した法人の役員であつた者が第一項の規定により許可証を返納しなければならない。

(平一〇条例一八・一部改正)

(名義貸しの禁止)

第九条 業者は、自己の名義をもつて、他人に回収業を営ませてはならない。

(平一〇条例一八・一部改正)

(標識の掲示)

第十条 業者は、営業所の見やすい箇所に、第三条の規定による許可を受けたことを示す標識を掲示しなければならない。

(平一〇条例一八・一部改正)

(確認及び申告)

第十一条 業者は、金属くず類を買い受け、若しくは交換し、又は売却若しくは交換の委託を受けようとするときは、身分証明書その他の証票の提示を求める等の方法により、その相手方の住所、氏名、職業及び年齢を確認しなければならない。

- 2 業者は、前項の場合において不正品の疑いがあるときは、直ちにその旨を警察官に申告しなければならない。

(平一〇条例一八・一部改正)

(帳簿等への記載等)

第十二条 業者は、売買若しくは交換のため、又は売却若しくは交換の委託により、金属くず類を受け取り、又は譲り渡したときは、その都度、公安委員会規則で定めるところにより、所定の事項を、帳簿若しくは公安委員会規則で定めるこれに準ずる書類(以下「帳簿等」という。)に記載をし、又は電磁的方法(電子的方法、磁気的方法その他の人の知覚によつて確認することができない方法をいう。以下同じ。)により記録をしておかなければならない。

- 2 業者は、前項の帳簿等を最終の記載をした日から三年間営業所に備え付け、又は同項の電磁的方法による記録を当該記録をした日から三年間営業所において直ちに書面に表示することができるようにして保存しておかなければならない。

- 3 業者は、第一項の帳簿等又は電磁的方法による記録をき損し、若しくは亡失し、又はこれらが滅失したときは、遅滞なく営業所の所在地を管轄する警察署長に届け出なければならない。

(平一〇条例一八・一部改正)

(品触れ)

第十三条 警察本部長又は警察署長は、必要があると認めるときは、業者に対して、盗品等の品触れを發することができる。

- 2 業者は、前項の品触れを受けたときは、その品触書に到達の日付を記載し、その日から六月間これを保存しなければならない。ただし、行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例(平成十六年山口県条例第三十二号)第四条第一項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して行われた品触れについては、到達の日付を記載することを要しない。

- 3 業者は、品触れを受けた日にその金属くず類を所持していたとき又は前項の期間内に品触れに相当する金属くず類を受け取つたときは、直ちにその旨を警察官に届け出なければならない。

- 4 行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例第四条第一項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して行われた品触れについては、同条第三項の規定は、適用しない。

(平七条例二九・平一六条例三二・一部改正)

(差止め)

第十四条 警察本部長又は警察署長は、業者が買い受け、若しくは交換し、又は売却若しくは交換の委託を受けた金属くず類について、盗品等又は遺失物であると疑うに足る相当の理由があると認めるときは、その業者に対し、三十日以内の期間を定めて、その金属くず類の保管を命ずることができる。

(平七条例二九・一部改正)

(立入り等)

第十五条 警察職員は、必要があると認めるときは、営業時間中において、営業所又は金属くず類の保管場所に立ち入り、金属くず類及び帳簿等(第十二条第二項に規定する書面で同項の記録が表示されたものを含む。)を調査し、又は関係者に質問することができる。

- 2 前項の場合においては、警察職員は、その身分を証明する証票を携帯し、関係者の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

(平一〇条例一八・一部改正)

(休業の届出)

第十六条 業者は、引き続き三月以上休業しようとするときは、休業しようとする日までにその旨を公安委員会に届け出なければならない。

(平一〇条例一八・一部改正)

第十七条から第二十一条まで 削除

(平一〇条例一八)

(業者及び代理人等の守るべき事項)

第二十二条 業者及びその代理人、使用人その他の従業者(以下「代理人等」という。)は、次に掲げる事項を守らなければならない。

- 一 行商をするときは、常に、業者にあつては許可証を、代理人等にあつては業者から交付を受けたその代理人等であることを示す証票(次号において「従業者証」という。)を携帯すること。
- 二 許可証又は従業者証を他人に貸与し、又は譲り渡さないこと。
- 三 法定代理人又は成年の親族の同意を得ていない未成年者(以下この号において「未成年者」という。)と金属くず類の売買若しくは交換をし、又は未成年者から売買若しくは交換の委託を受けないこと。
- 四 金属くず類の売買又は交換を拒んだ者又はその場に居合わせた者に対し、害を加えようとする氣勢を示し、又は著しく粗野若しくは乱暴な言動をしないこと。

(平一〇条例一八・一部改正)

(行政処分)

第二十三条 公安委員会は、次の各号のいずれかに該当するときは、第三条の規定による許可を取り消し、又は期間を定めて営業の停止を命ずることができる。

- 一 業者が強盗、窃盗又は盗品等に関する罪を犯し罰金以上の刑に処せられたとき。
 - 二 業者が第四条第一項第四号から第六号までのいずれかに該当するに至ったとき。
 - 三 業者又はその代理人等がこの条例に違反したとき。
- 2 二以上の営業所を有する業者が、一の営業所につき、前項の規定により許可を取り消され、又は営業の停止を命じられたときは、他の営業所についても、公安委員会は、情状により、第三条の規定による許可を取り消し、又は営業の停止を命ずることができる。

(平七条例一・平七条例二九・平一〇条例一八・令元条例一八・一部改正)

(聴聞の特例)

第二十四条 公安委員会は、前条の規定により営業の停止を命じようとするときは、山口県行政手続条例(平成七年山口県条例第一号)第十二条第一項の規定による意見陳述のための手続の区分にかかわらず、聴聞を行わなければならない。

- 2 前条の規定による処分に係る聴聞を行うに当たっては、その期日の一週間前までに、山口県行政手続条例第十四条第一項の規定による通知をし、かつ、聴聞の期日及び場所を公示しなければならない。
- 3 前条の規定による処分に係る聴聞の期日における審理は、公開により行わなければならない。

(平七条例一・全改)

(手数料)

第二十五条 第三条の規定による許可、第六条の規定による許可証の書換え交付又は第七条の規定による許可証の再交付を受けようとする者は、山口県使用料手数料条例(昭和三十一年山口県条例第一号)の定めるところにより手数料を納付しなければならない。

(昭六〇条例五・平一〇条例一八・一部改正)

(罰則)

第二十六条 次の各号の一に該当する者は、一年以下の懲役又は五万円以下の罰金に処する。

- 一 第三条の規定に違反し、又は第二十三条の規定による処分に違反して金属くず類を売買し、若しくは交換し、又は委託を受けて売買し、若しくは交換した者
- 二 第九条の規定に違反した者

第二十七条 次の各号の一に該当する者は、六月以下の懲役又は三万円以下の罰金に処する。

- 一 第十一条、第十二条第二項又は第十三条第三項の規定に違反した者
- 二 第十四条の規定による保管命令に違反した者
- 三 第十二条第一項の規定に違反して必要な記載若しくは電磁的方法による記録をせず、又は虚偽の記載若しくは電磁的方法による記録をした者
- 四 第二十二条第二号から第四号までの規定により守らなければならない事項を守らなかった者

(平一〇条例一八・一部改正)

第二十八条 次の各号の一に該当する者は、二万円以下の罰金又は拘留若しくは科料に処する。

- 一 第六条、第七条第一項、第八条第一項、第十条、第十二条第三項、第十三条第二項又は第十六条の規定に違反した者
- 二 第十五条第一項の規定による警察職員の立入り又は調査を拒み、妨げ、又は忌避した者
- 三 第二十二条第一号の規定により守らなければならない事項を守らなかった者

(平四条例三・平一〇条例一八・一部改正)

(両罰規定)

第二十九条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人等が、その法人又は人の業務に関し、前三条の違反行為をしたときは、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対し、各本条の罰金刑又は科料刑を科する。

(平一〇条例一八・一部改正)

(その他)

第三十条 この条例の施行について必要な事項は、公安委員会が定める。

付 則

(施行期日)

1 この条例は、昭和三十二年十一月一日から施行する。

(山口県使用料手数料徴収条例の一部改正)

2 山口県使用料手数料徴収条例の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

(旧条例の廃止)

3 金属屑回収業に関する条例(昭和三十六年三月山口県条例第二十八号。以下「旧条例」という。)は、廃止する。

(経過措置)

4 この条例の施行の際、現に旧条例第四条第一項の規定により届済の証の交付を受けて金属屑回収業を営んでいる者は、第三条の規定による許可を受けた者とみなす。ただし、許可を受けた者とみなされた者は、この条例の施行後六十日以内に公安委員会に届け出て、許可証の交付を受けなければならない。

5 この条例の施行の際、旧条例の規定によつて業者がした届出、申告その他の手続又は業者に対してした品触、差止その他の措置は、それぞれこの条例の相当規定によつてなされたものとみなす。ただし、従業者の届出については、この条例の施行後六十日以内に第十七条の規定により公安委員会に届け出て、届済証の交付を受けなければならない。

6 この条例の施行前にした旧条例に違反する行為に対する罰則の適用については、なお、従前の例による。

附 則(昭和六〇年条例第五号)抄

(施行期日)

1 この条例は、昭和六十年四月一日から施行する。

附 則(平成四年条例第三号)

この条例は、平成四年五月一日から施行する。

附 則(平成七年条例第一号)抄

(施行期日)

1 この条例は、平成七年四月一日から施行する。

附 則(平成七年条例第二九号)

この条例は、平成七年十月十八日から施行する。

附 則(平成一〇年条例第一八号)

(施行期日)

1 この条例は、平成十年七月一日から施行する。

(改正前の条例の規定によりした行為に関する経過措置)

2 この条例の施行前に改正前の金属くず類回収業に関する条例(以下「改正前の条例」という。)の規定によりされた許可等の処分その他の行為(以下「処分等の行為」という。)又はこの条例の施行の際現に改正前の条例の規定によりされている許可等の申請その他の行為(以下「申請等の行為」という。)は、改正後の金属くず類回収業に関する条例(以下「改正後の条例」という。)の相当規定によりされた処分等の行為又は申請等の行為とみなす。

(標識に関する経過措置)

3 この条例の施行の際現に改正前の条例第十条第一項の規定により掲示されている標識は、この条例の施行の日から六月を経過する日までの間は、改正後の条例第十条の規定により掲示された標識とみなす。

(罰則に関する経過措置)

4 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(山口県使用料手数料条例の一部改正)

5 山口県使用料手数料条例(昭和三十一年山口県条例第一号)の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

附 則(平成一二年条例第一八号)

(施行期日)

1 この条例は、平成十二年四月一日から施行する。

(経過措置)

- 2 民法の一部を改正する法律(平成十一年法律第百四十九号)附則第三条第三項の規定により従前の例によることとされる準禁治産者に関する第四条の規定による山口県心身障害者扶養共済制度条例第十条第二項第一号の改正規定の適用については、なお従前の例による。

附 則(平成一六年条例第三二号)抄
(施行期日)

- 1 この条例は、規則で定める日から施行する。

(平成一六年規則第七九号で平成一六年一月一日から施行)

附 則(平成一七年条例第八六号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成二四年条例第二五号)

この条例は、平成二十四年四月一日から施行する。

附 則(令和元年条例第一八号)

この条例は、令和元年十二月十四日から施行する。